

平成31年度 第1回広島県教科用図書選定審議会 議事録

1 開催日時 平成31年4月22日（月）午前9時50分～午前11時20分

2 開催場所 広島県庁 本館6階 601会議室

3 出席者 19名

4 欠席者 1名

5 内 容

事務局	(本会議の選定審議会の職務について説明)
	(会長及び副会長選出)
会 長	本会議の傍聴及び議事録の公開について事務局から説明を求める。
事務局	昨年度は、第1回と第2回の会議の傍聴を可とし、第3回の傍聴については、採択権者である県教育委員会が意思形成を行っていく途中のものであるため、非公開とした。議事録については、第1回から第3回までの議事録を公開している。今年度も昨年度と同様の公開が適当であると考えている。
会 長	事務局の説明について、質問や意見はないか。
委 員	なし。(全委員)
会 長	今年度も第3回を除いて会議は傍聴可とするとともに、議事録は公開することを確認する。(ホームページに掲載)
	小学校の全教科，中学校の「特別の教科 道徳」を除く全教科，小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部における教科書採択について，事務局から説明を求める。
事務局 (義務教育 指導課担 当者)	(教科書の種類及び今年度採択する教科書) 資料「教科書制度の概要」を基に，教科書の種類について説明する。 教科書には，大きく分けて三つの種類がある。文部科学大臣の検定を受けた文部科学省検定済教科用図書，文部科学大臣が著作の名義を有する文部科学省著作教科用図書，特別支援学校及び特別支援学級において適切な教科書がない場合に使用される一般図書である。 本年度は小学校・義務教育学校(前期課程)，特別支援学校小学部用検定済教科書の各教科，中学校・義務教育学校(後期課程)，特別支援学校中学部用検定済教科書の「特別の教科道徳」を除く各教科の採択の年になっているので，これらについての採択の方針等を審議していただく。

(教科書が使用されるまでの流れ)

教科書が使用されるまで、「著作・編集」「検定」「採択」「発行及び使用」という手続を経て児童生徒の手元に無償で届けられている。

発行者が作成した教科書を文部科学省が規準に基づいて検定する。検定されたものの中から最もふさわしいと思われるものを採択権者が採択する。県教育委員会は、必要な数を発行者に知らせた後、発行者が必要部数を発行する。そして、学校に届けられ児童生徒の手元に届くという流れになっている。

(検定・採択の周期)

小学校においては、平成32年度が新しい教育課程の全面実施となるので、平成30年度に全教科の教科書について検定が行われ、今年度、31年度に採択、32年度から使用開始という流れになる。

中学校においては、小学校の検定・採択の周期から1年ずれる。小、中学校の教科書は、原則として4年ごとに採択替えが行われるため、今年度が採択替えの年に当たる。具体的には、平成31年度は、「特別の教科 道徳」を除く、中学校全教科の採択が行われる。中学校は、平成33年度から新しい学習指導要領が全面実施となり、道徳を含めて平成33年度から使用する中学校用の教科書の採択を平成32年度に行うため、今年度採択される教科書は、平成32年度の1年のみ使用することとなる。

このように、使用開始の前年度に、翌年使用する教科書を採択するという仕組みになっている。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条に「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。」という規定がある。この規定に基づき、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書(以下、「一般図書」という。)の採択についても審議を行うことになる。

(教科書採択の仕組み)

義務教育諸学校用教科書の採択の仕組みについて説明する。

- ①発行者が検定を経た教科書で次年度発行しようとするものを文部科学大臣に届け出る。
- ②文部科学大臣は、届出のあった教科書を一覧にまとめて教科書目録を作成し、県教育委員会を経て、市町教育委員会や国立・私立学校へ送付する。
- ③発行者は、教科書見本を送付する。
- ④県教育委員会は、採択基本方針を、この教科用図書選定審議会に諮問し、答申を受ける。本日の会は、ここに位置付けられる。
- ⑤選定審議会の答申に基づいて決定された採択基本方針を、市町教育委員会や国立・私立学校へ通知する。
- ⑥学校や採択関係者の調査研究のため、6月から7月にかけて一定期間、教科書展示会を行う。
- ⑦8月31日までに各採択地区や国立・私立学校で採択を行う。

(現在使用されている小・中学校用教科書について)

小学校用教科書については、前回、平成30年度に採択され、平成31年度の1年間のみ、県内の市町立小学校で使用される教科用図書及び平成29年

<p>事務局 (特別支援 教育課担 当者)</p>	<p>度に採択された「特別の教科 道徳」の採択状況について説明する。</p> <p>中学校用教科書については、前回、平成27年度に採択され、平成28年度から4年間、県内の市町立中学校で使用されている教科用図書及び平成30年度に採択された「特別の教科 道徳」の採択状況について説明する。</p> <p>現在の採択地区は、19採択地区である。それぞれの採択地区において児童生徒にとって最も適切だと考えた教科書を採択している。</p> <p>(小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部における教科用図書採択について)</p> <p>小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校小・中学部において使用する教科書には3種類ある。文部科学省検定済教科用図書、文部科学省著作教科用図書、一般図書である。</p> <p>文部科学省著作教科用図書(著作教科用図書)には、視覚障害者用、聴覚障害者用、知的障害者用がある。特別支援学校用の教科用図書については需要数が少なく、教科書発行者による発行がされないため、文部科学省が著作・編集を行い、教科書発行者にその製造・供給を委ねている。</p> <p>視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科用図書としては、点字版の教科用図書が発行されている。</p> <p>聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科用図書としては、小学部では言語指導と音楽、中学部では言語が発行されている。</p> <p>知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科用図書としては、小学部では国語、算数、音楽が、中学部では国語、数学、音楽が発行されている。</p> <p>知的障害者用の著作教科用図書は、星のマークの数で段階を示している。</p> <p>肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、著作教科用図書は発行されていない。</p> <p>(一般図書について)</p> <p>一般図書について説明する。学校教育法附則第9条第1項において、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級においては、検定済教科用図書又は著作教科用図書以外の教科用図書を使用することができると定められている。この学校教育法附則第9条第1項の規定に基づいて使用する教科用図書のことを一般図書と呼んでいる。</p> <p>この一般図書を使用する主な場合は、特別支援学校の小・中学部や小・中学校等の特別支援学級において、知的障害用の著作教科用図書がない教科の場合、又は障害の状態が重く、著作教科用図書を使用することが適当でない場合に使用することができる。一般図書の主なものとして、絵本などがある。</p> <p>(採択の手続きについて)</p> <p>県立の特別支援学校の小・中学部において、各学校が選定し県教育委員会に申請したものに基づいて、県教育委員会が採択している。また、市町立の小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校においては、各学校が選定したものを市町教育委員会が採択している。</p>
---------------------------------------	--

事務局 (特別支援教育課担当者)	<p>(知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している特別支援学校の小学部及び中学部における平成30年度に使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害用教科書及び一般図書の採択結果について)</p> <p>知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程を編成する場合は、小学部では国語，算数，音楽，中学部では国語，数学，音楽については著作教科用図書があるのでこれを使用することとなる。著作教科用図書のない教科，著作教科用図書が適当でない場合は，一般図書を使用することとなる。</p> <p>視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，知的障害を併せ有する児童生徒に対して知的障害特別支援学校の各教科に替えた教育課程を編成することができるため，知的障害者用の著作教科用図書及び一般図書を採択している。</p> <p>「一般図書一覧」とは，学校教育法附則第9条第1項に基づき，義務教育諸学校で使用する教科用図書として採択された一般図書のうち，比較的採択数が多く，発行者が次年度においても当該図書の発行・供給を予定しているものを，文部科学省が集録したものである。</p> <p>全ての特別支援学校が教育課程に従って著作教科用図書を選定し，県教育委員会が採択している。</p>
会 長	事務局からの説明について，質問及び意見はないか。
委 員	中学校は，前回の採択替えから4年経ち，今回は1年のみの使用となるが，採択替えをしてもよいのか
事務局	中学校においては，平成30年度検定において新たな教科書の申請がなかったため，基本的には前回の平成26年度の検定に合格した教科書の中から，採択を行うこととなる。変更は可能だが，採択権者の権限と責任により，適切に判断していただきたい。
会 長	この審議会に対して教育委員会事務局から諮問される事項について提案していただきたい。
教育部長	<p>本審議会に対して，平成32年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択に関する事務に対して広島県教育委員会が行う指導，助言又は援助に関する事項について諮問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採択の基本方針について 2 「選定資料」の作成について <p>以上のことについて，審議いただきたい。</p>
会 長	これより諮問事項の審議に入る。
事務局	<p>(諮問事項「1 採択の基本方針について」)</p> <p>平成32年度に義務教育諸学校で使用する小学校用教科用図書，「特別の教科 道徳」を除く中学校用教科用図書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による図書に係る採択の基本方針に基づいて説明する。</p>

	<p>1 採択基本方針</p> <p>(1) 採択の基本</p> <p>(2) 適正かつ公正な採択の確保</p> <p>(3) 開かれた採択の推進</p> <p>2 方法，組織及び手続き について説明する。</p>
会 長	事務局の説明について，質問及び意見はないか。
委 員	学校教育法附則第9条について，第1項という言葉が付け加えられていると思うが，付け加えた理由は何かあるのか。
事務局	昨年度の採択基本方針では，第9条だったが，今年度，第1項という言葉が付け加えている。学校教育法附則第9条は，いわゆる「絵本」等の一般図書を教科用図書として使うことができるということを規定している。学校教育法が，平成30年6月に一部改正され，デジタル教科書の使用が教育課程の一部において認められるようになり，障害のある児童生徒等については，教育課程の全部又は一部において認められるようになった。それに伴い，附則第9条に第2項が追記された。そのため，元の第9条が第9条1項となったが，内容は同じである。
会 長	その他，質問及び意見はないか。
委 員	この度，小学校用の教科書は新しい学習指導要領に基づく教科書の採択となるが，調査・研究の観点は，これまでと同じでよいのか。
事務局	<p>新しい学習指導要領の教育課程による教科書を調査・研究するに当たって，その観点については，変更することも含めて，事務局で検討した。その結果，(ア)，(イ)，(オ)のいずれの観点も新しい学習指導要領の中で，引き続き重視されていること，また(ウ)，(エ)については，教科書を調査する上で重要な観点であることから，各教科共通の観点については，変更しないという結論に至った。</p> <p>観点は，各教科共通だが，観点をより具体的にした視点や方法は，教科の特質を踏まえて設定しており，この度の「選定資料」作成においても，新しい学習指導要領を踏まえ，各教科の特質に応じた視点や方法を設定し，調査・研究する。</p>
会 長	その他，質問及び意見はないか。
委 員	なし。(全委員)
会 長	その他意見がないようであれば，採択基本方針については，事務局案で承認ということによいか。
委 員	よい。(全委員)

事務局	(諮問事項「2『選定資料』の作成について」) 資料に基づいて説明する。 1 作成の趣旨 2 作成の方法 3 「教科用図書」の調査・研究 について説明する。
会 長	事務局の説明について、質問及び意見はないか。
委 員	なし。(全委員)
会 長	その他、全体を通して御意見はないか。
事務局	なし。(全委員)
会 長	意見がないようであれば、「『選定資料』の作成について」は事務局の原案どおりでよいか。
委 員	よい。(全委員)
会 長	この後、私から諮問事項について、教育長に答申するので了承いただきたい。 以上で議事を終了する。これより、進行を事務局にお返しする。
事務局	今後の審議会の予定等について述べる。第2回選定審議会は6月10日に開催する予定である。